3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川淀川水系前川（以下「前川」という。）は、大阪府交野市大字傍示地内の生駒山系旗振山を水源とし、交野市内を東から西へ流下し、交野市私部南二丁目地内で準用河川私部北川を合流し、さらに、交野市私部西三丁目地内で普通河川草川を合流し、交野市梅が枝地内で一級河川淀川水系天野川（以下「天野川」という。）に合流する、総流路延長約5.52㎞、流域面積約4.47㎢の河川である。

前川の流域は、市街化が進行している上に、交野市役所等の公共施設や、京阪電鉄交野線、一般国道168号及び第二京阪道路等の基幹交通施設が存するなど、交野市において重要な地域である。

しかし、前川の河道は狭小で、現況流下能力は最も低い鳥ヶ坪橋付近で約25㎥／秒であり、１時間あたり65㎜の降雨（１／30年確率規模）に対応する計画高水流量55㎥／秒（以下「計画高水流量」という。）と比較しても著しく低い状況となっていることから、昭和42年７月の豪雨において堤防が決壊したほか、平成７年５月の豪雨においても河川管理施設に被害が生じている。また、大阪府が府内の全河川において平成22年度から平成23年度にかけて行った氾濫解析においても、前川では、現況河道において１時間あたり65㎜の降雨（１／30年確率規模）における想定氾濫被害が、氾濫面積25.2ha、被害額33.0億円と試算されるなど、浸水の危険性が高い。

本件区間の前川の治水対策は、平成27年３月に「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画（変更）」（以下「整備計画」という。）が策定され、整備計画に基づき、１時間あたり65㎜の降雨（１／30年確率規模）による洪水に対応し、基準地点である草川合流点において計画高水流量を流下させることを目標として、順次河川改修を実施することとされたところである。

本件事業の完成により、河道が狭小なことから流下能力が低く、浸水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させることができ、本件区間の流下能力の向上が図られ、浸水被害の軽減に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、掘削・護岸工事の施工において無振動・無騒音の鋼矢板圧入機や低騒音型掘削機械を使用し、必要に応じてフェンス等騒音対策、散水等防塵対策及び汚濁水拡散防止フェンス等水質汚濁防止対策を実施し、市道等に誘導員を配置して機械の走行の安全を図るため、影響は軽微である。

また、本件区間及びその周辺に生息及び生育する希少な動植物への事業実施による影響について、平成24年12月に起業者において任意の調査を実施し、専門家の意見も踏まえた結果、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び大阪府レッドリストに掲載されている起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられず、大阪府レッドリストに掲載されていないその他の動植物については、水際植生の保全・再生や上下流の生物移動の連続性の確保などにより、工事完了後には、現況と同程度には復元するものと判断されており、工事の施工による影響は軽微であると予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、本件事業の工事によって発見された場合は、すみやかに大阪府教育委員会と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、浸水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として、河道の拡幅や河床の掘削を行う事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、沿川には人家が連坦し市街化が進んだ現地状況等を勘案し、河道改修（河床掘削）による申請案のほか、河道改修（引堤）案、放水路案及び遊水地案による４案について検討が行われている。申請案と他の３案とを比較すると、申請案は、新たに用地を取得する範囲が少なく、土地利用の点で、地域住民の生活に与える影響は比較的小さいこと、改修済み区間での工事実績もあり、工事施工の難易度は他案より低く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、浸水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させ、流下能力の向上を図るため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、前川の沿川自治体である交野市から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府交野市役所

○近畿地方整備局告示第百二十二号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十七年八月十一日付けで告示された建設省告示第千四百三十九号、平成八年十二月二日付けで告示された建設省告示第二千百五十五号をそれぞれ次のように改める。

関係図面のうち、第七十九号図、第八十号図、第八十一号図、第百七号図、第百八号図を改め、第八十二号図を廃止する。

その図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局木津川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月十六日

近畿地方整備局長　森　昌文

（図面省略）

附　則

昭和四十五年一月二十九日建設省告示第百五号（河川予定地を指定する件）で指定した図面及び昭和四十七年七月二十八日建設省告示第千三百二十九号（河川予定地を指定する件）で指定した図面を廃止する。